

西村に開く者數を知らず又九月を以て再び廣榮座に於て開きたり今回又有志の協議を以て愈々演舌會を旺盛にせんとて開會の期を定め且つ其體面を一變する事に決したり第一論旨の方針を變ぜし事(従事の主義を變ぜしにあらざる唯其攻撃の論鋒を轉ぜしを云ふ)第二に聽聞者に制限を設けし事(我黨同主義の者或は之に左袒する者に非ざれば入場を許さざる制)第三席料を取立る事(一人に付き一錢の定めにして入場の節切符と引替る制)とせり右述ぶるが如く我が縣下の演舌會は稍々盛ならんと欲するも所謂月に浮雲あり花に狂風あるの類にて或は種々の妨礙に逢ひ一盛一衰ありと雖も有志者の奮發一方ならざるより猶能く今日の旺盛を致し人民をして政治の思想を喚起せしめしは實に勉めたりと言ふべし今後は聽聞者も非常に其思想の進歩したるを以て之が演舌者も能く論理を研究して後場に登る事なれば必ず又一層の旺盛を見るべき也(了)

以上の所説に據つて、土佐に於ける政談演説會の變革を知り得たのであるが、其盛衰の狀勢、其迫害に對する反抗と隱忍等は、これを他の地方に遷して見ても大差ないである、十六年末の記述であるから其後の變革が不明であるのは已むを得ない

立志社は明治七年四月の創立で、當時板垣退助が民選議院に就ての席上演説などもあつたらしいが、公開の演説會としては、右に記せるが如く明治八年の末頃が起原であらう

商人が利用せし演説體カッタ

商人が利用せし演説體カッタ



明治十三年の末頃より東京で『古今詩文詳解』といふ雜誌を發行して長く好評を博し、十四年三月より更らに『面白奇聞話の種』といふ雜誌を續刊した萬字堂といふ書肆の主人淺井重光は演説好きであつたので、自家の廣告に左の如きカッタを入れて、其文句をも演説口調にしてあつた



活版業の元祖たる平野活版所が發展した東京築地活版製造所の廣告には、外國雜誌から採つたらしい右のカッタを入れて「滿場の諸君！」と題して自家の製品が日本一の精良品である事の演説口調で書いてあつた

松山自由黨員大運動會の狀況

政府の壓迫は自由黨員をして倍々反抗の熱度を高めしめ、共和制を夢想せしめて大臣暗殺と政府顛覆を標示とするに至らしめた、其一例として明治十六年十二月十六日、伊豫松山に於て開いた自由大運動會の景況といふのを當時の自由系諸新聞によりて左に示す

「松山大運動會の景況を聞くに同地の有志一百餘名は去る十六日午前六時より松山湊町四丁目七十六番地に集合し孰れも身輕の扮装にて午前七時一聲の螺貝（はらぶひ）を相圖に隊伍を整へて同所を出發せしが先づ第一に自由運動會と書したるフラフを押立て尋て

洗得東洋卑屈弊—應出社會自由魂 先天下之憂而憂—後天下之樂而樂 慷慨赴義易—

從容就死難 敵愾刺斃壓政府—熱心振起自由風

等の句を記したる數旒のフラフを曉風に翻へしつゝ堂々と繰出し旭日東嶺に昇りし頃和氣郡祝谷村に着するや羅を山腹に張りて兎を逐ふものあれば獵銃を肩にして林間に入るもありて山又溪を跋涉し縱横無盡に運動をなしければ銃聲處々に發して木精に響き鯨波四方に起て山谷爲めに震ひ最と勇ましき景況にて懸て一方の山にドツと鯨波をつくり生捕たり〜と呼はるゝを

見れば一頭の兎を獲たるにぞありき既にして一同は一山を取巻きエイ〜聲して押し登りしは富士の卷狩も斯くやありけんと思ふ計りにて兎を逐ふこと數時間又もや數頭の兎を獲たり暫くして銃聲一發山下にひい〜や如何なる物を獲たるかと其所に集まり見ればフラフに書きたる大鯰を山腹に立て、狙撃するものあり是は愉快なりとて鳥銃を携へたる面々は代る〜發射して鯰の腹又は眼を撃抜き遂に鯨波を揚げて之を燒きたりける恁て二三の有志は斷崖に於て自由の舌を振ひ自在に平昔の素志を述べ右了て一同行厨を喫し暫時休憩の後ち綱引角觸等をなし午後三時の頃に至りて一同は獲物の兎又は小鳥を携へて山を下り温泉郡道後村の某家に就き獲物を下物として一大白を浮べ盛宴を張つて懇親の意を表し疲勞を醫して散せしは午後六時の頃にありしと實に同地に稀れなる一大快事と云ふべし」

右の「大鯰」といふのは、何の意であるかを今の若い人々は解し得ないであらう、解し得ないでは其寓意を知るに難く、又此時代に於ける思潮の如何を諒し得ない事になるからこゝに略解を述べる

「鯰」は髯の生へて居る動物であるが、これを當時蓄髯せねばならぬ事に成つて居た官吏に比喩したもので、「大鯰」とは即ち大臣參議等の大官を云つたのである、其大鯰を射殺して

立談中止に應ぜずして處罰されたる按摩

一九二

愉快なりと喊聲を發したのは、大官參議を慶殺して我目的を達し得たりとする不穩至極の意と解さねばならぬのである

此大官連を大鯰に擬したのは、『團々珍聞』の狂畫が其起原である、鯰に因んで判任官連を「鯰」と稱した、鯰は小にして髯あるが故である、團珍は此外に「民權」を「蟬」と「雉子」に擬して居た、蟬は「ミンク」と鳴き、雉子は「ケンク」と鳴く故に採つた駄洒落語である

立談中止に應ぜずして處罰されたる按摩

「行政警察の職務は故さらに人の悪事を摘發する者に非ざるは勿論なれば所謂る菲に懲りて羹を吹く類で一たび盲人が演說會など開き民權を主張せしを忌嫌はるゝより殊に目を注ぎ耳を聳られしものか仙臺立町の佐藤定春といふ按摩が去る二十日の夜同所常盤町の往還を同行の者と演說討論の事など談じつゝ果は警察吏の事に涉りしに最前より跡をつけ來りし查公が矢庭に取押へ立談中止を命じ尙ほ右に左と説諭さるゝに同人は眼を見開き個々相對して談話を爲すは素より各自の自由なり入らぬ干渉なし玉ひぞと更に服従せざるより遂に警官は之を拘引して取調べの末罰金一圓二十五錢を申付けしと」(明治十六年三月二十九日『輸入朝野新聞』第四十七號)

懇親會荒しの警察官吏

苛法の集會條例實施以來、政談演說會を願ひ出しては演題が全部認可に成らぬ場合に開く懇親會、又は發會劈頭に中止解散を命ぜられた場合に「これより懇親會を開きます」と宣して、一旦退場せしめた聴衆を再び集めて開く姑息の懇親會等にも、前に記した如く、多くの警察官が臨監したのであるが、其懇親會の席上で騒動の起つた事も少くない、一人の會員が「此懇親會に警吏が来るのは面白くない」と云つた一言のため、政談に涉るとて中止解散を命ぜられた事もあるほど、官權濫用の干渉が甚だしかつたのであるが、左に『土陽新聞』所載の一珍事例を擧げて其干渉状況の一斑を知らしめる

○高知縣高岡郡黒岩郷柴尾村有志諸氏の發起にて昨年(十六年)十二月二十七日、同村中内某氏宅にて政治講談會を開かんと高知より安藝喜代香氏を招待し各演題を例の通り届出しに佐川分署に於て聞届にならざるより該村有志輩は翌二十八日右中内氏の宅にて懇親會を開き該夜は各自歡を盡して無事に散會せしが再び二十九日にも同様開會し午後九時頃安藝氏が起つて席上の演說中租税と云ふものは國民の義務なれば出さねばならぬ」と例の健辯にて演べかけると忽ち椽

側に常服を正服の上に着たる一個の巡查が顯はれ出で只今此懇親會の席上に於て政談演説をする者は誰なるか其姓名を名乗れと云ふに安藝氏は打笑ひながら拙者の演べしは政談にあらずと答へし折から門内に佇みし正服を着せし巡查八名がつかつかと入込み矢庭に安藝氏を取圍み警部補某氏より只今の演説に付拘引申付るとの嚴命に安藝氏は巡查等に打向ひ拙者は逃走するものにあらず御心配あるなど云ひつゝ徐々該分署へ行かれしかば早速土居警部補の取調となり同氏は前の如く全く政談にあらざる旨を答辯されしも警部補はこれを政談に涉りしと認定され遂に同署へ差控へさせ本月一日(十七年一月)の朝となり一先御用済を申渡され尙檢事局より沙汰あるべければ今日より遠足留を申付るとの事にて歸宅されし由」

國家の安寧を妨害する不穩の言論を檢束するのが、集會條例制定の本旨でなくばならない筈である、されば懇親會の席上に於て「納税は國民の義務なり」と述べたりとて、些の國安妨害ではなく、又政談に涉りしとて咎むべき程の事でもない、然るに右の如く重大視して裁判所をも煩はするに至つたのは、國民が義務として納めて居る税金を國民の自由權利を拘束するために徒費して居たのであるとも云へる、義務のみあつて權利のない國民として反抗したのも無理ではなかつた。

罪人の多いのは政府の耻辱であるに、政府が骨折つて罪人を製造して居た時代があつた、自家防衛の策に眼が眩んで、ムヤミに政論を忌み集會を忌んで、覺醒せる民衆の思潮を壓迫せんとする事に努め、それを只管法律の力によつて制し得べきものと信じて、右の如く罪人製造のために、警察官や司法官を随使して居たのである、其槍玉に揚げられた民衆は實に氣の毒であつた、又其随使されて居た警察官や司法官の愚も亦憐むべきものであつた

獄中に於て囚人が悲憤の演説

國事犯事件で東京の石川島監獄に拘禁されて居た赤井景韶は、脱獄殺人罪で死刑に處せられたが、明治十七年の春、石川島監獄に居た頃、或日憤慨の面色にて「丸山作樂死す」といふ演題で看守押丁と同囚人を相手に演説したとの事が、同年四月十一日の「開花新聞」に出て居る

丸山作樂は明治三十三年の八月に六十一歳で死んだのであるから、同十七年には生存して居たのである、然るにそれを「死す」とは精神的に見た比喻で、彼が帝政黨員に成つたり、舊想宣傳の明治日報を發行したなどで、社會から葬られたとの事であらうか、それにしても、赤井が俄然憤慨して演説したと云ふ理由が判らない

馬夫に對して馬上の政談演説

明治十七年一月末の『朝野新聞』に見えたりとて友人神明子より寄せられた珍談

「戰國の時には商估漁蟹の間より英雄豪傑を出したりといへど今日文明の世に當りては田夫野人の中にも辯士論客なきにあらず上總夷隅郡の吉朝主人より寄贈されたる馬上の演説と題したる一篇を見るに曰く余は客臘東京より郷里に歸らんと欲し十七日(十七年一月)京地を發し南新堀より汽船に乗じ正午下總濱野驛に上陸し行く事數里にして一個の馬夫荷鞍馬を率て來たるに遭ふ余携ふる所の行李重きを以て馬を備はん事を請へば馬夫速かに承諾す乃ち荷鞍に跨り行李を着け行く事數町にして馬夫余の何人なるやを問ふ余答ふるに夷隅郡の某なるを以てすれば然らば客は政黨に御加盟なるべしと云ふ余之を聞いて大に驚き馬夫にして政黨員の氏名を諳ずるを怪しみ何として斯く數多の政黨員を諳記するやを尋ぬれば馬夫曰ふ僕卑賤なりと雖ど方今人として政治の思想無かるべからず、已に政治の思想あれば政黨の人物如何を知らざるべからず去れば僕常に新聞紙や政黨員の名簿杯を閲するを以て無上の快樂とせりと余は馬夫にして此思想あるを感じ夫れより談社會の形勢事情に及びたるに馬夫滔々と説き出して一も誤る事なし余

感激に堪へず遂に船中にて感懷せし二十三年國會開設の前途に向ひたる今日吾人の此世に在るは宛かも彼岸の國會と云ふ港埠へ渡航せんとして大洋へ乗り出したると一般にして第一國會と云ふ港は如何なる地なるや又銘々身を乗する所の船體の構造及機關の良否より船長機關手の人と爲り又航路の難易等豫じめ之を知らざるべからざるの比喩を以て政治思想の國民に必要なる所以を馬上鞍を打て演説したるに馬夫は喜んで之を聞き知らず識らず二里餘を行けり餘りに奇なる馬夫故其名を問ひしに縣下長柄郡六ツ野村の一馬夫とのみにて氏名を告げず茂原驛に達すれば日は已に暮れぬ乃ち余は旅宿に投じて馬夫に別る嗚呼僻陬の地にして政治思想の馬夫に迄及ぶ此如し豈快ならずや我全國の車夫馬丁も皆此馬夫の如くにして始めて國權の擴張をも謀るべきか聊か途上の奇遇を書して世の政治思想を無用視する人に告ぐ云々と奇馬夫と云ふべし」

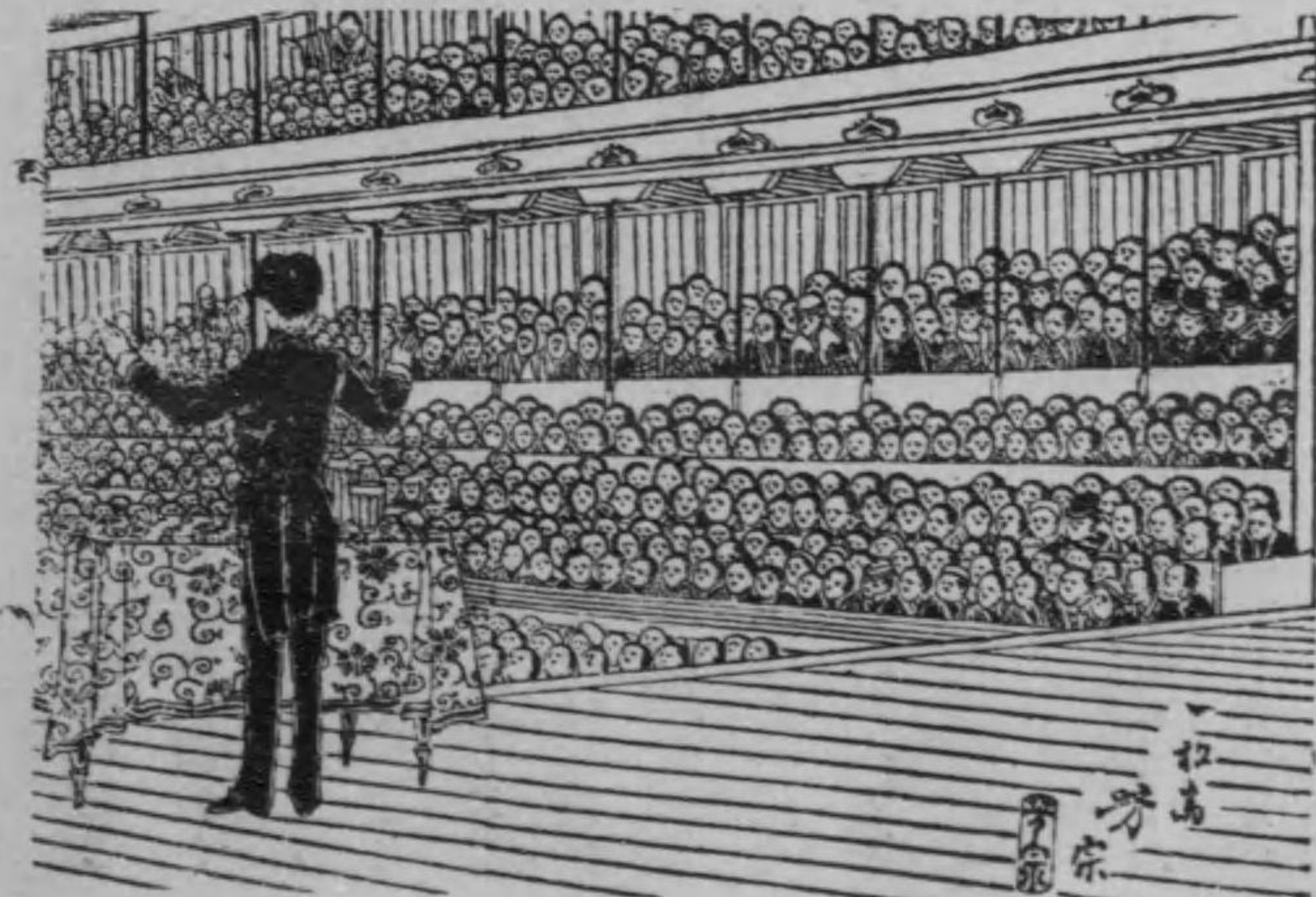
美人の艶舌といふ流行語

「艶舌」とは無論「演舌」に擬した語で、美人のオシャレと云ふ義である、明治十七年五月十八日創刊の新聞『自由燈』は其第二號より『自由艶舌女文章』といふ小説を連載し、二十一年大阪の駈々堂で出版した久永廉三著の小説にも『新日本の娘艶色』といふのがある

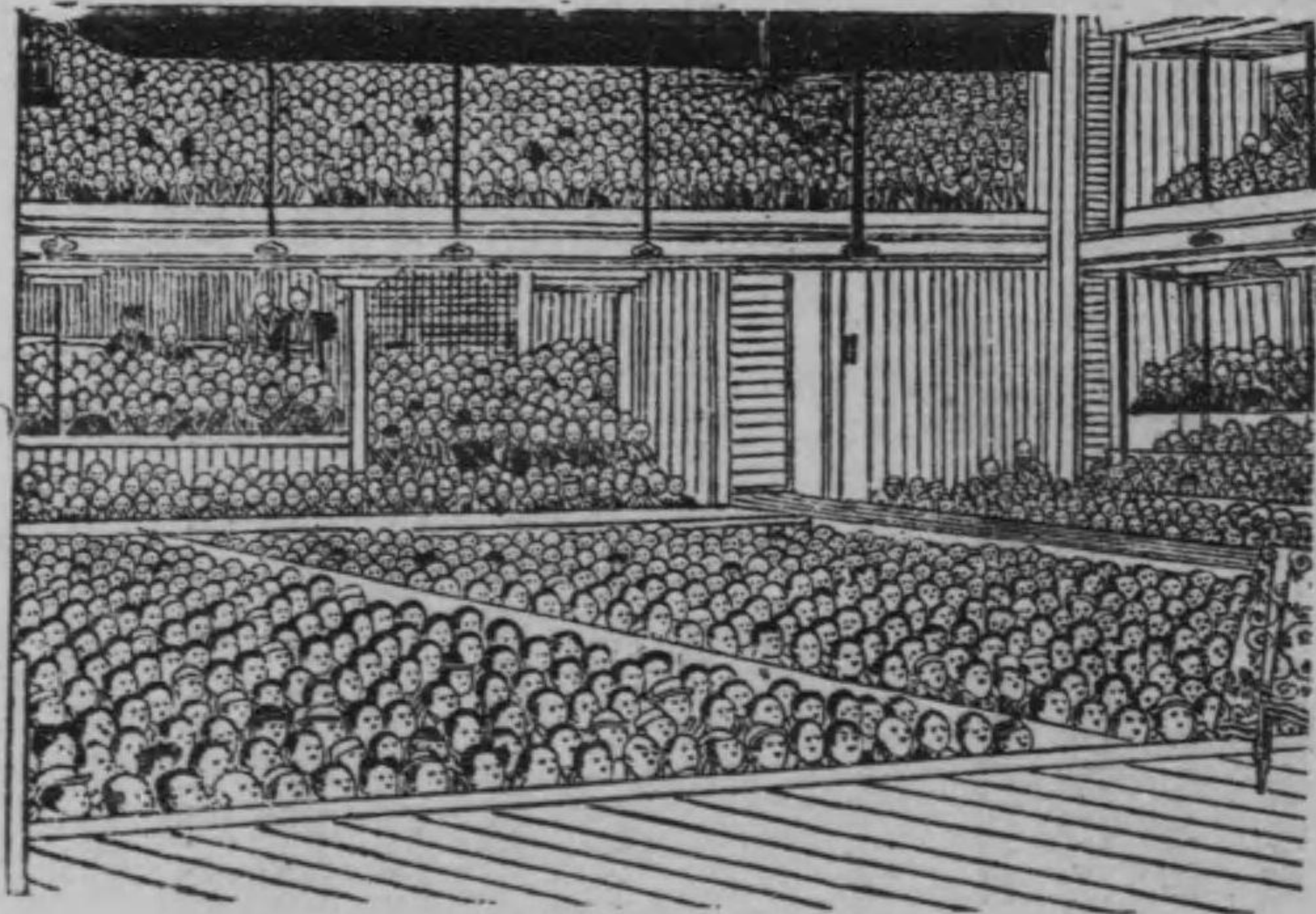
名士演題集

(明治十七年於東京公開)

- 大丈夫の世に處するや撰て難事に當れ……大石正己
- 鐵道官營論を駁す……田口卯吉
- 官吏選任法を定められん事を望む……島田三郎
- 華族令を讀て感あり……沼間守一
- 政權を僧侶の手に頒つ勿れ……高梨哲四郎
- 條約改正論……角田眞平
- 政黨盛衰の原因如何……馬場辰猪
- 日本商法の頒布を待つ……小川三千三
- 民權の伸縮は國權の消長に影響す……丹森太郎
- 金銀と名譽との關係……立川雲平
- 海關稅を我國歲入の源泉と爲す勿れ……伴直之助



- 自由説と平等説との關係……伊東洋二郎
 - 高等法院を下落せしむる者は誰ぞ……和田稻積
 - 倫敦よりも寧ろ巴里……山川善太郎
 - 未開人の思想……關輪正路
 - 魯國革命家の性質……堀口 昇
 - 東洋風の志士は文明社會に害あり……甲田良造
 - 先覺者の責任……井上仁太郎
 - 咄何者か勞力社會の人を輕蔑するや……鈴木金助
 - 佛國革命自由の凱歌……福井茂兵衛
 - 江戸ッ子は何の益にも立たず……大久保常吉
 - 日本の婦人は特に參政權を有す……毛利カメヲ
- 此年は政談演説よりも商業演説の方が盛大であつた位、政談演説が衰えて居た時代であつたがそれでも右の如き政談演説が行はれた



舌禍者の入獄紀念宴會

「岡山縣下玉島の元興鳴會員龜山清太郎阿部繁太郎の兩氏は曾て言論を以て法網に罹り入獄せし二周年期に成るを以て這回入獄紀念會を同地戎町松年樓上に催され床の間には「天下欲以抑壓手埋沒正理者也」と大書せし一軸を掛け又會場の入口には皇帝萬歲自由萬歲と書したる白縮緬の祝旗二流を交又し會員四十餘名にて面白き演說祝詞等數番あり宴酣にして阿部龜山の兩氏は藝妓の絲につれ獄内にて習ひ覺えし麥搗歌と赦免歌を各一曲宛歌ひすまし最後に會員一同へ麥飯を饗せしは又近日の一奇談と謂ふべし」(明治十七年五月三十一日發行『自由燈』第拾三號所載)

演題全部不認可となりし一例

「信州にては去る十六年より埴科以北五郡の有志諸氏が團結して北信自由黨即ち今の信陽自由黨を組織し其事務所を下水内郡飯山町に設けて黨勢の擴張に従事せし故次第に盛んなるに至り遂に國內第二の地位を占めたりしが本年に入り有志諸氏は尙益々奮勵するところあらんと各地に於て政談演說會を催ほし之を届出づるも其演題に不都合の廉あるが爲か但しは警察署の御

都合ありての故か何時とても大抵不認可の御指令を頂戴し開會する能はざるは遺憾千萬既に去る五日も飯山町に政談演說會を開かんと規則に従ひて土地の警察署へ届け出したところ全題不認可なりしに依り何故なるか試に理由を伺ひしところ認可すれば不都合と認むるがゆゑなりとの口達に然らば如何なる處が不都合なりと認めらるゝやと伺へば其は説明するの限りにあらずとの申し渡しに是非なく開會せざりき右不認可の演題中には政談と云ふよりも寧ろ學術上とも稱すべきものゝありしにも拘はらず斯く不認可となりしは所謂彼の不都合の廉ありての爲なるべしと彼の地より昨日到着の通信に見ゆ(明治十七年六月十八日發行『自由燈』第二十八號所載)

警部を突き飛ばせし星亨

自由黨員中の怪傑として知られて居た星亨が、十七年九月二十一日、越後の新潟で開いた北陸七州自由黨大懇親會に出席し、其會が中止解散になつたので翌日演說會を開き、星が「政治の限界」といふ題で演說した中、治安妨害に涉る言論ありとして中止解散され、星が旅宿へ歸つて居る所へ警部が取調べに行つた際、此野郎何をしに來た、歸れ、と叫びつゝ警部の胸を突いたので、官吏の職務執行妨害罪として、重禁錮五ヶ月に處せられた珍事があつた

警部を突き飛ばせし星亨

通俗衛生演説會の流行

通俗衛生演説會の流行

二〇二

明治十七年の夏頃から東京で通俗衛生講話といふ演説會が流行した、馬喰町の郡臺樓、芝愛宕下の青松寺、小石川の傳通院等、市内各所で開かれた、其辯士(概ね醫師)と演題の一斑

- 金の大切よりも身が大切 加來千春 ○富者短命貧者長命なるは如何 佐々木本支
- コレラ忌べし恐る可からず 鈴木萬次郎 ○小笠原流の衛生上に於ける効用 加藤時次郎
- 愚者の命は塵よりも輕し 島山 巖 ○室内空氣交換せざる可らず 小川熊太郎
- 月經は流産と見做すべき説 巨田尙策 ○神佛を祈る前に衛生法を知れ 鈴木萬次郎

此外梅毒の豫防法、飲用水の話、朝夕の心得、産後の養生、御馳走の説など云ふのである

斯様な演説會が毎日各方面で開かれ、翌十八年より二十年の夏頃まで繼續した、大日本私立衛生會では、東京ばかりでなく、各地方に支部を設け、其支部にても衛生上の演説をする事にして居た、又東京の各區にも衛生會を組織して時々講話會を開いた、就中麴町區は熱心で毎月一回元園町の女學校を會場として、木梨精一郎、江馬春熙、西宮綾太郎等が出演する事に定めて居た、公衆衛生と云ふ事をヤカマシク唱へ初めたのも此頃であつたらしい

コレラ病豫防法のさとし



コレラ病豫防法のさとし

二〇三

政談演說會盛衰統計表

年次	内務省總務局調査		(○は最高數、▲は最少數)			
	演題認可	演題不認可	開會度數	演說者	全會解散	演說禁止
明治十四年	一二〇・一〇	不明	不明	不明	一三一	四〇
同十五年	一三二・一二	一〇八・二	一八一・七	七六七・五	二八・二	五三
同十六年	七一九・七	七四八	一〇三七	四六九・二	一三九	五六
同十七年	四五五・二	九九四	六八一	二三五六	一一七	四四
同十八年	二八四・五	二七〇	四四四	一二六・三	六六	八
平均	七九六・三	七七四	九九五	四〇〇・七	一四二	四〇

此後の統計數は不明であるが、兵庫縣に於ける明治二十一年の統計數は左の如しである
 (明治二十二年二月七日發行の『官報』第一千六百八十號所載に據る)
 これを全國政治演說會總數の二十分の一位と見れば其盛衰を察し得られるであらう、三府一廳四十一縣の一と見るのは不當、兵庫縣は大縣であり政治熱の高かつた所である

○兵庫縣に於ける明治二十年十二月より同二十一年十一月まで滿一ヶ年間の演說諸會
 政談演說會開催認可總數—三十六回 同不認可總數—二回 同演說者總數—百三十四名
 同演題認可總數—百六十二題 同不認可數—三十一題 同解散總數—三回
 政談外演說會 學術演說會總數—六十二回 神道演說會總數—二十七回 佛教演說會總數—二百六十五回 耶蘇教演說會—十回 同解散—一回 同司法處分—一件
 これを前一ヶ年間の總數に比較すれば、政談演說會認可二十六回、不認可一回、演說者八十五名、解散一回、學術演說會二十一回、政談外の解散五回を減じて居る
 これに反して神道演說會の開催は四回、佛教演說會の開催は百九回、耶蘇教演說會の開催は一回、政談外の演說には司法處分一件を増して居るとの事である
 右の表に據つて政談演說會の減少も知り得るが、注目すべきは佛教演說會の劇増である、神道演說會も亦増加して居るのに徴すれば、耶蘇教が漸次盛んに成つた反動と見るべしである
 學術演說會の減少は、國會開設が近づいて來たので、民衆の頭腦が政治方面に傾いて、理智的研究が疎んぜられた結果ではあるまいかと思ふ
 此學術宗教の演說及び諸種雜多の演說會に就ての狀況一斑はこれより後に略述する

政談演説の衰微せし理由 明治十八年

政談演説が最も盛んに行はれ、又政府の壓迫が最も甚だしかつたのは明治十五年であるが、それより漸次下り坂になつて明治十八年十九年頃は最も衰へた時代であつた、これに就て其理由の如何を考察した予の意見を略記するに先ち、同十八年四月十八日發行の「自由燈」第二百三十七號に載つて居る一文を左に抜録する

○政談演説が流行らぬとは何したものだ

朝 寢 坊

「英國の碩儒スベンソン氏は天地間の事は悉皆不可知的なりと申され又西洋に學問はすればする程分らぬ様になりゆくとの諺もある由オホン此に愚坊が奇妙稀的列妙不可思議と觀じたるは目下東京には演説の流行るべき時節に流行らぬの一儀にぞある抑もヒヤ／＼ノウ／＼の掛聲は寢兒社會にまで通用し三府五開港場は申すもさちなり津々浦々の果までも説教よりは演説の方が面白いと日曜日毎には芝居小屋借切りといふ騒ぎになりたれば流石に此東京に於ては井生村樓ダノ群臺樓ダノ神保園ダノ夫れ／＼の場所が立派に建築になつたが近頃は何したものだか改進黨の饒舌連中も餘りしげ／＼は顔も出さぬ様(但し或る先生の一人演説は格外的御勉強)になつて

しまつて追々下火に向ふ勢に見え是で警官にも出張の御役目御苦勞もなし天下泰平國土安全誠に目出度候ひけると祝したいが否々文明開化の木鐸とも謂ふ可き演説が斯く迄泣き何サ寢入つてしまつては憐れや我三千七百萬の兄弟分はいよ／＼何も筒も白川夜舟の高いびき愚坊も聊か行末が案じられる次第なるぞや諸君よ諸君サア／＼起きたまへオヤ誰も返事がないのは兎角世界は色と酒と花見に浮かれて性根を抜かしたのか真逆それ程までにもあるまいが但しは政談の種切れか或ひは又聴衆の方で氣が乗らぬかと思へばそうでもなしハテ面妖なと眉をひそめて考へたること凡三四週間に及べども更に發明したる理由もなければイヤ問ふは一時の恥問はぬは萬代の恥といふ本文もあり寧ろのこと新聞紙に廣告料を出して諸君の辯明を乞ふと存したるところフト今朝孟子を讀んでア、分つた浩然の氣は是れだぞ／＼何をか浩然の氣と謂ふ曰く謂ひ難しトあり成程々々是れで演説が流行らぬも道理至極尤も千萬の儀で御座るが何んと皆さん御合點がまゐりましたかシテ其理由は矢張り例の浩然の氣で曰く謂ひ難し／＼」

哲學的の不可知ではなくして、此朝寢坊は、衰微の理由を政府の壓迫が其効を奏した結果であるとも云ひたいのを、政府に憚つて曰く言ひ難しで逃げたらしい、或は浩然の氣を養ふ一時休養の意義とするのかも知れないが、我輩の考察は左の如くである

明治十五年頃は政談演説が大流行の頂上に達し、同年中全國に於ける開會數が千八百十七で、辯士の延べ總數が七千六百七十五人と云ふ大盛況であつたのは、種々の理由もあるが、主たる點は政府の壓迫に反抗した熱度が最も熾烈であつたのと問題の多かつたに因るのである、此十八年頃に大衰微を來たした理由に就ても種々あるが、其主たる原因は政府の壓迫が幾分緩かに成つたといふ點であらう、何故緩かに成つたかと云へば、それは二十三年より國會を開く事にすれば、民権が強くなつて、官僚は閉塞同様に成ると思ひ、其準備として政商結託や政機利用で金を貯へ、華族令を布いて隱居も出来るやうにし、一方には憲法の制定も略ぼ定まつて、民権の力を制限し得る事にすれば、大した變動もなく繼續し得るであらうと云ふ安心もつき、又其後幾分か文明諸國の事も解つて來たので、無暗に壓迫する事の非を悟つたからである、そこで政府の壓迫が寛になると民権黨の反抗心は薄らぎ、又追々の老熟で議論が温健になり、加之云ひたい事は殆ど云ひ盡したといふ種切の點もある、そこで近頃の演説は面白くないと云つて聴衆が減ずる、これが政談演説衰微の一大原因である、次は政黨の弊、政治屋の陋を社會が認めて來たので、今迄は真正の大政黨と信じて居、民間の大政治家と思つて居たが、三菱會社と結託して金を貰つて居るとか、政府筋から金を貰つて軟化したとかと聞いて呆れてしまひ、前

の崇拜心が失せたので、そんな連中の演説を聞いたとてツマラヌとの感を起す者が多くなつたこと、これも政談演説衰微の一因であらう、此外自由黨が十七年十月に解散したのも、政談演説衰微の原因であり結果である、又モ一四五年待てば國會開設だから、其時政府に肉迫すればよい、今日の専制政府を相手にして喧嘩をするのは氣が利かないとして止めた者も多くあつた、これも政談演説衰微の一因であらう、尙又當時財界が不景氣であつた事も加へてよからう斯くて十八九年頃より二十一年頃まで同じ状態で繼續したが、二十三年に間近くなつての政談演説會は、國會議員に成りたい連中の準備として、後に云ふ政見發表の演説らしい事をやつたのであるから、聴衆がイヤガルに至つたのも無理はない

北海道開拓使拂下問題に就ての演説會、帝政黨創立演説會の彌次り倒し、板垣退助岐阜遭難の批判演説會、偽黨撲滅大演説といふ民派同士討の喧嘩などの如き、熱狂的の聴衆の多かつた大演説會は其後、見もせず聞きもしない

斯く政談演説會は衰微したが、これに代はる諸種の演説會が勃興するに至つた、此前後の記述によつて其狀勢を察知せられよ、但し政談演説會が衰微したと云つても絶無になつたのではない、前年に比例して其數が大に減じたまでの事である

土藏内にて開きし綠林黨の懇親演説會

明治十八年一月二十五日發行の大坂「朝日新聞」に「綠林黨の懇親會」と題し、次ぎの如き繪を入れ、盜賊が土藏内にて演説せし事を想像的に長々と記したる末文に左の如くあり

「四五日前の一夜平野町二丁目矢島清次郎同山上貞二郎外一人の三名が借受て物品を入置く同平野町二丁目十一番地舊茨木屋の衣裳藏當時備後町一丁目赤松與兵衛所有の土藏の扉を開て數名の盜賊押入り新年宴會にても催せしにや山上の所有の國旗二本を持出して土藏の入口へ交叉に組み紋附の幕を土藏の内に打廻し紅毬提灯數十を程好く釣り下げ宣徳火鉢數個を取出して之に持參の池田炭をつぎ火を起し有合ふ膳鉢皿を取出し同じく持參の酒肴を取出し之に盛りて飲食を恣にせし上天井に釣置たる鏡餅をも取下して火に煎り喰ひ剩へ三土藏に込めありし衣類物品三百餘點を盜去りしと餘りといへば大膽にして且新奇なる舉動をなせし白波なれば想像の説と戯繪を加へて戲に諸君の一笑に備ふ」

右の記事があつた翌年、即ち明治十九年七月十八日發行の同新聞に次ぎの如き記事がある
妄誕の小説ではなく事實であつたらしい

「去る十六日大阪鎮臺軍法會議の宣告を受けし寺田金藏といふは昨年一月東區平野町二丁目舊茨木屋所有の土藏を破りて賊に入り當時の土藏借主なる同町山上矢島等の衣類數十點を盜出せし末土藏の入口に國旗を掲げ多くの紅毬燈を吊し四方に幕を結び繞らし大酒宴を催せし上壇を設けて演説をなし頓て悠々として立去りし數名の賊の内の一入にて弊社新聞第七百七十八號即ち昨年一月二十五日の紙上に綠林黨懇親會と題し書を挿みて其奇事を細に記せし事ありしが遂に今度無期徒刑に處せられたりといふ」



壓制政府と叫ぶ發狂人

「散髪は簀の如く長く延て肩に垂れ鬘は荒毘布の如く短く縮て口を覆ひ身に纏たる單衣は垢の爲に縞目を判たず腰に巻たる兵兒帶は已に鼠の色を帯て鰐夫の禪かと怪まれ手に携たる一個の革盤は縁破れ色剥て合羽細工の墓に均しく斯る異形の風體をして一昨日前警察署の門前へ佇立たる一個の男其年齢は二十六七歳と思はるゝが往來の人々を呼集め抑も拙者を誰とか思はるゝを我は廣島縣の産にして名を何某と云る者此度書畫研究の爲日本國中を遊歴せんと此頃當地に來りしなるが遊歴の序茲にて日頃拙者の好める演舌をせんと欲すれば諸君暫時謹聽し玉へと眞面目なる顔付にて政府が壓制だとか人民が卑屈だとか口から出任せに何やらん譯の分らぬ事を饒舌立るを聞居る往來の者共はヒヤ／＼とかノウ／＼とか各自愚弄半分に頻りにガヤ／＼云ひはやす最姦しき聲々のフト署内に聞えしかば警官は何事ならんと表に出て之を見るに全く右の有様にて正しく發狂人なりと思ひしにや直ぐ演説の中止を命じ往來の者を解散させられしが件の發狂人は又も難波新地六番町なる刀屋の店先に佇立みて猶懲ずに饒舌立るを今度は同家の主人が出て早々中止して何れへか追拂ひしとぞ」

(明治十八年五月八日發行大阪朝日新聞第千八百六十二號所載)

東京細見の演說屋政治

明治十八年七月に出版した『東京流行細見記』といふ小冊子は、吉原細見に擬したものであるが、其中に「演說屋政治」と書いた一節がある、屋とは物品を商ふ店の義に使用されて居るから、此連中も演説を賣つて居た者と云ふやうに見えるが、該書の編輯者にはソナナ批判的の頭腦があつて演說屋と記したものはあるまい、遊女の等級付たる細見に擬したものであるから樓名樓主にニセたまでのもので、政治演說家といふ義に過ぎないであらうが、中には演説を賣つて居た連中も混じて居るのであるから、「屋」と稱しても亦可なりである、尾崎ゆきを太夫などは松の位の御の字で演說屋のお職女郎でなくばなるまい

●演說屋政治

沼間 尾崎 肥塚 立川 佐伯 門田
 夫野 大養 関輪
 馬場 植木
 小野 青木
 藤田 渡邊
 箕浦 志原
 末廣 堀口

ヤ
マ
ヤ
リ
テ
ベ
ヤ
リ
テ
ベ
ヤ
リ
テ

耶蘇教退治の佛教神道演説

「切支丹」と呼ばれて居た基督教は、明治六年政府が禁制の高札を撤去せしめた以來、信教自由として禁止令を廢止されたやうに成つたので、漸次信者が増加したのである、それで佛教徒は顯正破邪と號して自家防衛策を講じて居たが、從來の説教や著述物などでは顧みる者が少いで、流行の演説で攻撃する事に成つて佛教演説が盛んに行はれた、然し聽衆はいつも同信者ばかりなので、演説の効果は甚だ少かつたが、名古屋の本願寺に居た坊主連の發案で挑發的露骨に「耶蘇退治演説」と號して開催する事にした、それに反感を持つて基督教信者が行つて彌次り倒すので、毎會つまみ出せ、たゞき殺せの騒ぎが起り、随つて面白半分の聽衆が大入りであつた、それが明治十八年頃全國で盛んに行はれた、耶蘇退治演説と十字街にハッッッ

といふ狂句の事實が各地にあつた、それで其「耶蘇退治演説」の演題は概して

外教を信ずる者は賣國奴なり

耶蘇教を許したる外道政治家

愛國者は耶蘇教を信ずる勿れ

亡國の兆

鱈の頭を信ずる者と刑架を拜する者と何れか愚なるか

耶蘇教は佛教の敵にあらずして國家の敵なり

など、云ふのであつたが、西洋文物の輸入に熱中して居た國民は、そんな邪宗門扱ひの舊想に囚はれないので、折角の「耶蘇退治演説」も其効能が少いのみでなく、反動として寧ろ基督教を隆昌ならしめたのであつた、此退治演説が盛んに行はれて以來、「基督教新聞」や「六合雜誌」の讀者が頓に増加して、從來の三倍以上に達したといふ話を聞いた事もあつた

因みに記す、内藤恥臈、指原安三、島地默雷等、神儒佛者の論説を集めた「耶蘇教退治」といふ毎月一回發行の雜誌が現出したのは明治二十二年の一月である、又佛教徒ばかりでなく、神道派でも耶蘇教退治の演説會を開く事が同時に各地で行はれた、其一例として明治十八年一月三十日發行の大阪「朝日新聞」に載する所の一記事を左に

「今三十日午後七時より西區大涉橋西詰松田席において耶蘇退治皇道演説會を開くよし演題及び演者は耶蘇よ虚權を張る勿れ(大原美能理)耶教追討(大久保芳治)耶蘇の一つ屁(竹内未譽至)天主は則ち黃魴主なり(菟道春千代)演題未定(武津八千穂)等會主は西岡松之助といふ人なり又好んで同様の演説をなす夫の京阪聯合青年會員五六名舊臘紀州にゆきて演説を開場したる其際

耶蘇教信者と一條の爭論を起し遂に右信者より耶蘇教不審の間に答ふること能はざりし旨を記したる貼札をさせて歸りたるよしケ様の演說もケ様の現象も吾輩宗教以外に立つ者は感じ方極めて薄し只吾輩は耶蘇教を排斥せんとする人々の一言一行が大切なる條約改正上に影響するの成行とならぬやう注意あらんを欲する也蓋し右の各位も吾輩と同感なるべきのみ」

又佛教信者が耶蘇教の演說を妨害した事も多かつたが、其甚だしい一例として明治十七年八月二十四日發行の『輸入自由新聞』所載の記事を左に拔載する

「此程の事なりとか岡山縣備中國高梁町の劇場に於て宣教師英人イレイ氏と日本人某の兩名が耶蘇教演說會を開きしに聽衆八百人に及び随分盛會なりしが此時突然聽衆中より演說者に對ひ土瓶を抛らるるに土瓶の微塵に破碎すると共に蛙蛇が飛出すやら人糞が撒けるやら演說者の身體は渾で糞だらけとなりたるより臨場の警官は直に亂暴者を捉へて取調べられしに十五六の小僧が實は耶蘇教は我國の害物なれば誰彼と申合せて斯の始末に及びましたとの陳述なるにぞ遂に其煽動者とも十四人を所轄警察署へ拘引の上目下取調中なりとぞ」

流行に乗じてイカサマ事物の現出するのは一般の慣例であるが、宗教界にも其イカサマ者があつた珍談を、明治十九年三月發行の『令知會雜誌』第二十四號に據つて左に示す

○鐵錐の下落 此程某集會員の宅へ切餅然たる名刺に大日本破邪鐵錐黨某と書きたるを出し而會を乞ふ書生あるに某氏は面接し何用なるやと問ふに拙者は破邪顯正の爲めに諸國を遍歴したるが旅費の空乏を告げたるが爲めに御助成を乞ふ也と云ふにぞ某氏も少々の金を與へて去らしめたりと、七八年前某學士が川柳の「辻番は生きた爺々の棄て處」と云ふを翻案して「耶蘇教は乞食書生の棄て處」とやられたるが今日では「佛教も乞食書生の棄て處」と云ふ鹽梅になりしは残念なる事なりき」

尙又耶蘇教退治演說の具體的一例として明治十八年十二月發行の東京二三の新聞に出た報道記事の一節を左に示して置く

○宗教社會之大掃除破邪顯正佛教演說當十八十九日の兩日午後六時より芝愛宕下町武藏屋に於て右大演說あり其演題ならびに出席員は左の如し

何をか眞正の佛者と云ふ、僧侶及び居士の弊……………伊東洋二郎
佛教の改良時既に至れり、耶蘇教と僧侶と孰れか佛敵なる……………菅野無休
神の製造、佛陀耶蘇兩教盛衰の源因……………岡 無外
實際論(田中一雄)等の諸氏なりと云ふ」

薩摩屋主人岩谷松平の店頭演説

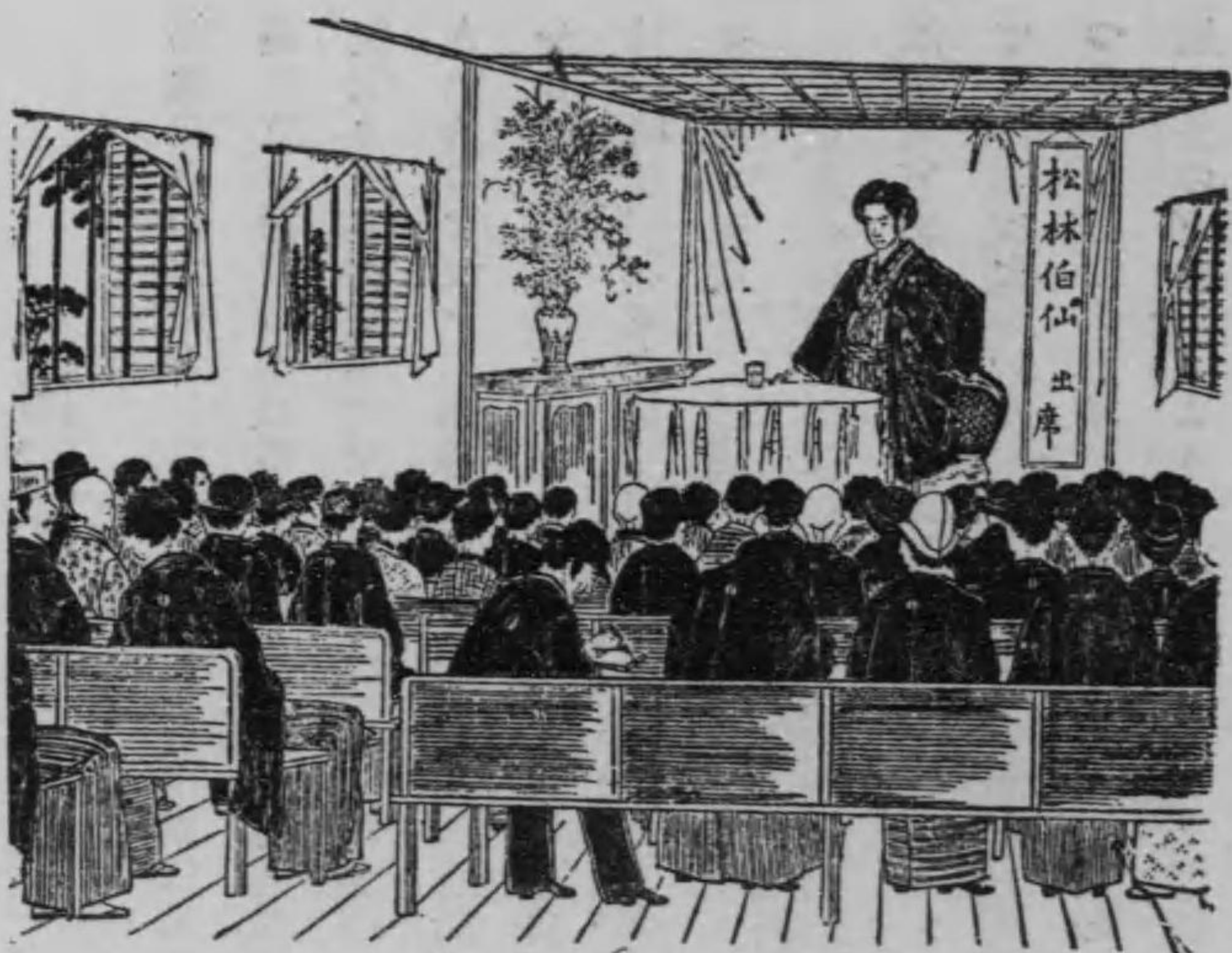
各種の演説會が盛んに行はれたので、商業演説といふのも明治十七年の五月頃より開催される事になつた、會名は商業大演説會とか商人共進會とか云つたのであるが、辯士は商人でなく、代言人や新聞記者等で、只一人岩谷松平と云ふ商界の名物男が加つて居たのみである。此岩谷松平は自ら國益の親玉と稱した大山師で、銀座の薩摩屋といふ商店の主人であつた、此松平は「商業擴張演説」と稱し、自己の店頭に行人を集めて香具師的の演説を毎週一回(夜間)行つたので、當時の銀ブラ連が足を止めて立ち聴きした、松平は無學野卑の人物であつたが、元來が小才子ゆゑに受賣が巧みで、店頭に

公債證書に重税の賦課を望む併せて同胞三千八百萬人の幸福を待つ

商人は社會を左右するの責任あり

相場師を博徒視する所の世の腐儒某に告ぐ

などいふ演題を掲出して、凡そ二ケ年間ほど饒舌を弄したのであるが、要するに自家賣品の薩摩ガスリ、國分煙草の廣告であつた、此松平は精力絶倫の男で、常に數名の妾を抱へて居たが本妻と其妾の腹に六十人の子を孕ませたさうである。(精と力との間に液の字を脱するか)



通俗自由講談

通俗自由講談

演説を禁止された者が、一時遊藝稼人の鑑札を受けて通俗開化噺(實は民權講談)をしたとの事は前に記したが、禁止された辯士ではなく、高尚な議論よりも通俗的の講談で民權思想を鼓吹せねばならぬとして、遊藝稼人に變じた者もあつた、奥宮某なども其一人で、十八年の夏頃から通俗自由講談と稱して、佛國革命史や自由の凱歌、憂世の血涙など云ふのを各地で演じた、上の繪は「朝日新聞」の小説に挿入されて居たものであるが、新講談は此繪の如く昔ながらの寄席ではなく、椅子テーブルの設備ある會席で行はれたのである

北島道龍の宗教改革法話

佛教演説の大家としては、眞宗に島地黙雷、大内青巒等があつて盛名を博して居たが、釋迦の靈地たる印度の實地踏査をやつて來たと稱し、北島道龍といふ人が突然現はれて宗教改革論の演説を威勢よく開いた、それは明治十八年の秋頃であつたと思ふ、京橋區日吉町に北島法話所といふのを設け、毎月定期に數回單獨の講話會を開き、多くの聽衆を引き付け、一時は活佛のやうに崇める信者もあつて、翌十九年の夏頃まで續いて居たが、イツとなく評判が落ちて、彼は山師坊主なりと罵られ、宗教改革の實も擧らず、現世の俗衆に葬られて了つた。

日蓮宗の立正安國會

法華經宣傳の日蓮宗の連中は、同じ十八年の秋頃に立正安國會を設立して「佛教實義演説」と稱する演説會を開いた、青年の田中智學などが熱辯を揮つたので、他の宗教演説よりも活氣があつた、日蓮の四個格言を祖述する外、元寇の古例を引いて政治的にも涉る論評があるので、圓扇太鼓のドンドコよりも景氣がよく、其演説會は數年繼續して間斷なく開催して居た。

節酒會演説

明治十八年の夏頃、東京に大日本節酒會といふのが出來、同年八月から「節酒會雜誌」を發行して第三十九號(二十五年三月)まで繼續したが、同十九年三月「來る二十一日午後一時より一ツ橋外東京大學講義室に於て大日本節酒會第二回總集會を開き加藤弘之君、中村正直君其他諸氏の演説も有之候間會員諸君御出席被下度候勿論親戚朋友を御誘引有之も差支なし、大日本節酒會」との廣告を諸新聞に掲出してある。

かなのくわいえんぜつ

國語國文を總て假名のみで書くを便宜とする主張で「かなのくわい」といふのが出來、明治十六年の末ころより宣傳用として、かなのまなび、かなのしるべ(十七年七月)、かなしんぶん(十八年七月)、かなのてかいみ(十九年七月)などいふ雜誌を發行して居たが、十九年三月十三日にはかなのくわいえんぜつといふのを東京山下町の同會樓上で開催した、出席辯士は平田東雄、田島定邦、橋良平、近藤眞琴、藤岡好古、堤雅長等であつた。

神道演説と基督教演説

佛教演説が盛んに行はれ、又基督教の信者が増加するので、高天原の連中も睡つて居られないとして、十七八年頃より各地で神道演説が行はれた、辯士は神職の人々のみで、其中有名なのは宇陀太郎、宮地巖夫、平山省齋等である、基督教の牧師傳道師は、常々月曜日毎に教會で演説式の説教をやつて居るので、特に演説會と稱して開催する事は稀であつた、(初期の牧師としての著名演説家は小崎弘道、植村正久等である)

學術演説と教育演説

演説の初期は政談でなく學術演説であつたので、其學術演説は間斷なく行はれて居た、十五年以後は専門的の學術演説が行はれる事に成つて、法律、經濟、工學、地學、數學、統計學、等の演説會も行はれ、就中法學の演説會討論會は盛んに各法律學校で行はれた、十七年六月には通俗理化學演説といふのを館山守司の主催で、馬喰町の群臺樓に於て開催し、エーチ、ブラック(ハロー)、ブラックの子なども出演した

右の外、醫學會、山林會、哲學會、史學會、美術協會、羅馬字會等の講演、禁酒會の演説等も行はれ、道德實踐の弘道會、農事改良の大日本農會などは、全國各地で其講話會を開いた次に教育演説は、大日本教育會といふのが牛耳を執つて各地に講演會を開いた、各府縣に支會を設けて其地の教育家連が盛んに普通教育論を宣傳したのは、集會條例の取締外に屬した明治十九年後の事であつた、東京では辻新二、高嶺秀夫、庵地保、日下部三之介などが教育演説の大家として知られ、又教育家懇親會といふのを兩國中村樓に於て開催し、其席上演説として教育に關する各自の意見を交換した事もあつた

慮護身演説會

以上の外にへんな名稱の演説會があつた、それは明治十九年一二月頃、東京神田の山惠亭といふ寄席で、毎月三回(七ノ日)に開いた慮護身演説會と稱するものである、「慮つて身を護る」といふ義であらうが、其主旨とする所は「諸宗教の證跡なきを討ち、人間普通の理を以て身を護るときは、釋迦孔子基利私篤等に勝ることを説明す」との事であつた、辯士は笠井鉦太郎、大野氏股といふ無名の兩人、あまりウケなかつたと見え、三ヶ月に満たないうち閉會した

東 髮 演 說 會

明治十八年九月一日、東京青山の梅窓院に於て東髪演說會といふのを開いた、此十八年頃は西洋風の東髪に結ぶ事が流行して、シナン結びとか、マガレット髷などいふが行はれ、繪草紙にも其繪姿を寫したものが幾版も出来た、右演說會の辯士は渡邊鼎、鈴木萬次郎、木梨精一郎、和田義路、石川映作など衛生會演說の連中であるから、衛生上日本髷よりは西洋東髪の方がよいとの獎勵であつたのだらうと思ふ

花 柳 演 說 會

明治十八年九月の「繪入自由新聞」に「来る二十日正午十二時より神田明神境内なる開花樓に於て開遊の花柳演說會へ出席の演士は轉々道人鶯亭主人柳陰女史の諸氏にて餘興には三遊亭園遊が雄辯を揮ふ由又或人の寄附にて芳原根津の登樓切手を抽籤にて呈すとの事なり」とあり、又同様の廣告文も出て居て「吏民學生の別なく來聽あれ」とあつたが、翌々日の同紙上に「花柳演說會は其筋より風俗を紊すの嫌ありとて差止る旨同會主へ達せられたり」とあつた

宴會席上洋服男の饒舌

日本へ長く來て居て明治十八九年の頃「改進新聞」の挿繪を描いて好評を博した事もある佛蘭西人のピゴといふ畫家は、其精通した畫才を縦横に發揮して日本の風俗畫帖を數種出版して居るが、其中の一に下の如き繪があつて、左の如く佛文で記してある（吉野作造先生に乞ふて譯して貰つたもの）

「諸君……我輩は西洋文明を排斥する者である、我々のものに較べると實にツマランものではないか、我々が世界第一等の人民たることは言を待たないのである……萬歳」

會主が後方に起つて控へた風貌、西洋服の者が西洋文明を排斥する所穿ち得て妙である

宴會席上洋服男の饒舌



虎列拉病退治演説の中止解散

「一昨夜(十九年八月二十二日)道頓堀辨天座に於て開きし彼の自由童子と自稱する川上音次郎の虎列拉退治の演説は目下興行物もなく演説もひさくの事なるに由るか聴衆非常に多く場中に充滿なし居たるが右演説中に警察本部より稲田警部南署より河合警部出張して直に中止解散を命ぜられしが此中止解散は治安に妨害ありなどいへる處より中止せられしものにあらずして諸興行物の停止或は神佛祭等にて人の群集するを停止す云々の當府布達に依りしもの、由なるが全體如何なる譯より斯る不都合の生じたるかと聞くに右演説會開場の事を川上音次郎より南警察署へ届出たる節尤政談演説にもあらざれば届け放しにても差支なきものなれど目下悪疫流行中諸興行物等人の群集を禁ぜられし折柄右演説も人の群集することゆえ見合はず方宜しかるべしと説諭せられしに川上は自分一人の發起にもあらず又已に小屋を借り或は新聞に廣告などせし後なれば一旦引取りいづれ一同相談の上御答申すべしとて夫より一昨日午後六時頃に至り一の答辯書を南署に差出し置き直に前の如く開場したるが爲め稲田河合の兩警部直に出張して同人演説中虎列拉の原因は不養生に在り不養生は不景氣に在りといひかゝる處にて中止を命

じたるに川上は京都府兵庫縣の如きも興行物と同視せられざるに當府のみに限り停止せらるゝ理由あらざるべしとの陳辯をなしたるも地方に由り適宜に定むる所のものは他の地方の事を以て例證となすべからざる旨を諭して遂に中止解散せしめしに同人も是非なく承服して此よしを聴衆に告げると忽ち満場の混雜を生じ傍聴は無料なれども敷物等に金二錢を拂しことゆえ後日之が代りの演説を開き場合はせするとの切符を貰ひ受けたりといふ者多くありて容易に解散せざりしを警官が諭して漸く解散せしめたりしが一時は随分ひどき混雜にてありしといへり」

傍聴料は無料であつても、敷物代に二錢拂つてあるからと云つて騒いだとは、如何に算盤高い大阪人とはいへ、アマリに其ドケチンボ根性を發揮したものでないか

右の自由童子川上音次郎は、後に新劇の座長として名を揚げたが、マダム貞奴もマダ無かつた時代の彼は、各地巡業の演説つかひであつた、其演説のため中止解散は數知れず、警察署へ拘引拘留された事も數十回で、昨十八年五月、京都五條の寄席でやつた演説では、官吏侮辱罪として重禁錮五ヶ月罰金十五圓の刑に處せられた事もあつた、其民權演説の興行に味を占めて、後には寄席で「權利幸福嫌ひな人に自由湯をば飲ました」と、オツベケベ一節を演じて俗衆の喝采を博した

自ら中止解散せし學術演説會

自ら中止解散せし學術演説會

官權の壓迫で警吏より中止解散を命ぜられた演説會の例は無數であるが、自ら中止して解散したと云ふ事は珍である

○自から中止 一昨々日(十九年十月十七日)柳橋の萬八樓に於て本郷三組町十六番地川瀬松太郎氏が催はしにて學術演説會を午後一時より開きたるが臨壇の警部も參られ辯士が演臺に昇りて喋々と辯じたる處こはいかに其聽衆と云ふもの僅か二名きりゆえ辯士等も引合が脱て自ら中止解散に及びたる由めづらし (明治十九年十月二十日發行『輸入自由新聞』所載)

此中止解散だけは、如何に專制政府を敵視する著者でも、横暴なり迫害なりと叫べない、然し警官が命じた場合の中止解散と同じく、辯士に對してお氣の毒な事であつたとは云へるが、それもアマリ同情的には出ない挨拶である、此開會が山間僻地での事ならばマダシモ、東京の真ん中、當時有名な料理店兼貸席たる柳橋の萬八樓での開會としてはアマリにヒドイ、辯士連の友達だけに知らせても三人や五人は來さうなものではないか、警官もコナ演説會ならば毎日あつてもよいと思つたであらう

野外演説 民權論士無事出獄祝賀會



繪入自由新聞

明治二十二年十月六日發行紙上載

過激少く平穩多き演説狀況報告

明治二十年一月より同年六月までの「各府縣事務並景況」と題する事を、同二十一年八月發行の『官報』に續載してあるが、其中の「福岡縣報告」の一部に左の一節が見えた

○三月二十六日(二十年)志摩郡前原村高井又吉宅ニ於テ早良郡鳥飼村士族中村耕介(縣會議長)夜須郡森山村平民多田作兵衛(縣會議員)外三名ニテ政談演説セシモ言論粗暴ニ涉ラズ無事平穩ニ局ヲ結ビタリ、四月二十一日ヨリ二十三日迄三日間福岡區福岡吳服町月隈岩吉宅ニ於テ山口縣長門國豊浦郡豊浦村士族西川秀太郎演説中言論演題外ニ涉ルヲ以テ中止ヲ命ジタルニ臨監官吏ニ對シ侮辱シタルヲ以テ相當問罪セラレタリ、五月八日上座郡比良松村舒翠館ニテ夜須郡森山村平民多田作兵衛外數名ニテ政談演説セシモ過激暴論等ナク至ツテ靜穩ナリシ、同月十六日ヨリ五日間福岡區福岡林毛人寄場ニ於テ長崎縣南松浦郡有川村平民財部政之助政談演説セシモ論旨靜穩ニシテ治安ニ妨害ナカリシ、六月二十五日夜夜須郡下秋月村香月與四郎宅ニテ同郡上高場村士族辻男外數名ニテ政談演説ヲナシタルモ論旨平穩ナリシ

これは福岡縣の狀況報告であるが、各府縣ともに同一趨向であつたと見てよろしい

大日本妓會

國會開設の期を待ち構へて居た當時の人氣に投合せしめんと案であらう、明治十九年十一月の大阪「朝日新聞」に連載した「蜃氣樓」といふ小説の第十八回に此挿繪があつて、其文句は日本全國の各府縣より召集した二十歳前後の藝妓、それを妓員と稱し、柳橋の老妓お柳が妓長に選ばれての會議、議案は應來、不見轉を専務とするやうに成つた藝妓の墮落せる風習を一洗せんとの事で、互に朱唇を弄して論辯する狀を縷述したものである

國會くと云つても、未見未知の新しい事で、其實況の如何は想像もつかぬ人々の多かつた時代であるから、此大日本妓會といふ假作小説によつて、來る明治二十三年の國會といふのは、これに類したものであるぞとの啓蒙小説と見るべしであらう



小 說 の 女 權 擴 張 演 說



小説の女權擴張演說

此「通俗女權擴張演說」は明治二十二年一月發行の「繪入自由新聞」に連載せる「水仙花」と云ふ小説の挿繪である、お仙と云ふ才女が明治十八年二月、上州伊香保に突然現はれ、或る寺院に公衆を集めて演説をしたと云ふのである、形容詞澤山の文句を並べた上「お仙は徐々に演じ出し



て曰く、爰にいさゝか所思を述べて、本邦傳來の弊習たる男尊女卑の僻論を破り以て我女權を擴張せしめんと、一條の熱心にウカされて、我身の不肖を顧みず此壇上に起ちしなり、今我婦人社會の貴賤の體を熟視するに上貴婦人と云へる人々より下我々が如き賤の女まで、苟も獨立婦女の外は、一朝人に嫁したる者と未婚の者との差別なく實に卑屈無氣力なる事云ふに忍びざるを如何せん」云々とあつて、其論旨の筆記を二三回に渉る長文で縷述してあるが、要は同新聞記者の女權擴張論を女子の演説に假托したに過ぎない

小説の女權擴張演說

志士送別の船中に於ける演説

志士送別の船中に於ける演説 女學雜誌社主催の女學演説會

二三四

讃岐の高松に居た民権黨派の栗原亮一が土佐の高知へ行く事になつた明治二十年九月二十九日に、小西甚之助等が總代となつて高松の有志者が送別會を栗林公園の某樓で開き、數人の席上演説もあつて後退散し、翌日高松の港より汽船にて發程せんとした栗原氏を船中まで送つた人々も多かつたが、其時間島馬二と云ふ志士が船中で送別の辭を兼ねた慷慨的の演説をしたので其唳々の聲が屋島の山、玉藻の水に響き涉つて凄然の感を入々に與へたと云ふが、其時の事實はソナナで無かつたにしても、山中の演説、馬上の演説、土藏内の演説、汽車中の演説などもあつたのだから、船中の演説も其場所の珍として、本書の一資料と見ずばなるまい

女學雜誌社主催の女學演説會

「京橋區日吉町の女學雜誌社が會主にて来る五月二日木挽町厚生館に於て開會の女學演説會出席員は、醫學博士ケルシ、嬢(健全論)通辯鈴木みづ子、ツル、夫人(良鑑の價値)通辯峯尾榮子等にて女子に限り傍聴無料なりといふ」(明治二十年四月末『輸入自由新聞』所載)

女 學 生 の 演 説 (繪錦)



女學生の演説

二三五

政談演說會に變裝の警官數百人

「今を距る事三月明治二十年十月十日の事なりき東京の有志者が是迄眠れる民間の政治思想を呼起さんとして口の達者な面々が淺草井生村樓に政談大演說會を開きたり、是迄世間一般に政談演說の衰へて人々の心言ひ合はさねど何か花々しき事件あれかしと思ひ居たる際なれば演說の廣告が新聞紙上に出ると均しく先を争ふて詰寄せ學校の書生は急に退校して傍聴に行き商家の小僧は主人に言ひ附かつた用事の後れるのも厭はず使先より鷗游館に迷ひ込ひと云ふ大景氣、斯る勢なれば其筋にても殊に心を痛め若し萬一に過激の論を吐く者ありては大事なりとて此場へ入込ませたる警察官は其數何百人と云ふ事を知らず尤も制服を着けたる官吏は僅に警部一人巡查二人都合三人なりしも或は前掛で商人姿に出立ち或はヘコ帯袴で書生に扮し通常の傍聴者と見せ掛け傍聴料十錢を拂つて場内に入り込みたる者は眞正の傍聴人よりも多し去れば第五番目の辯士渡邊小太郎氏の言論が中止と爲りて満場の人々鼎の如く沸へ返るや其筋の伏兵、否伏官吏忽ち其本性を現し騒ぎ走る書生共を片つ端から犇々と捕り押へ何の苦も無く引立て拘引したるは苦々しき次第なりけり」(明治二十一年一月四日『繪入自由新聞』第一千四百五十號附録所載)

女子參政權を獲得せんとする演說會

明治二十年の頃、外來思想の受賣りで、女子も參政權を獲得せねば成らぬとの主義に基き、廣津柳浪子が同年六月の『東京繪入新聞』に「女子參政、唇中樓」といふ新らしい小説を出して居る、其一節「松山の操は難波タイムスの見出しを讀み去りつ、(操)ア、此處にあつたよ、こゝに……○山村女學士の演說……昨日午後一時より女子參政黨の俱樂部に於て開かれし同黨員の演說會は聴衆頗る多く無慮千二百名はありしならんか、過半は女流にて充てられし、何れも參政熱心の女學士が滿腔の熱血を注ぎて演ぜらるゝ事故一として慷慨悲壯ならざるはなきが中に、東京の同黨員中に鏘々の名ある山村敏子女史の演說は議論風生、勢ひ奔馬の如く、殊に聴衆を感動せしめ終始喝采の聲絶えざりし」

女子參政權を獲得せんとする演說會



演壇に股引と印絆纏の扮装にて現はる

演壇に股引と印絆纏の扮装にて現はる

「明治二十二年の事であつたか、自由民権の主唱者が大阪に會合して慰勞會を開かれたことがある、當時兆民(中江篤介)は大阪東雲新聞社に在つて専ら自由民権を鼓吹せられて居つたから矢張り此會の一員として席に列した許りで無い、寧ろ此會の主人公と云ふても宜しいのである。聽がて席が定まり各自は夫れく演説することになつた、すると隅に居つた兆民が意氣揚々と演壇に上つたが、此時満場をして一驚せしめたのは先生の風采で、印絆纏に腹掛紺股引と云ふ扮装、全く大工か左官としか見えなかつたのである、聽衆之を見て驚く者もあれば笑ふ者もある、喧聲暫く鳴りも止まなかつたが、大工左官の兆民が諸君よと云ふ鶴の一聲と共に満場が整肅した、夫れから滔々と自由民権の本旨を演説されたのである、そこで何故に兆民の扮装が異表に出たかと問はゞ、茲が兆民の兆民たる所で、自由民権を主張するの手段として大工左官などの如き下級の人間も亦日本國民たる以上は民権の自由を有するものである、と云ふことを會得する爲めに己れが先づ大工左官を形どつた譯であるさうだが、如何にしても兆民は常人とは思はれない (明治三十四年發行岩崎屋編輯『中江兆民奇行談』所載)

東雲新聞社長中江篤介



東雲新聞社長中江篤介

政談演說會の傍聽料

初期の學術講談會は「來聽隨意」といふのもあつたが、又聽講料を徴收したのもあつた事は、既に記した精養軒の廣告に「席料として八錢申受候」とあるので知れるが、政談演說會の傍聽料は如何であつたかど云ふに、初期には總て無料であつた、それが後に貧乏壯士などの寄合で開會する時、三錢か五錢の傍聽料を取る事にしたので、言論を賣る者なりとして排斥した人もあつたが、恰も其頃の明治十四年九月十日、大阪道頓堀の戎座で自由政談大演說會を開いた時、會主が傍聽料として一人五錢宛の入場券を賣つたので、當日出席する筈で行つた板垣退助がそれを見て大に怒り「我は演說を賣つて糊口する者ではない、國家の爲め同胞の爲めに意見を吐露するのである、何者の狡兒か、我を賣言の徒に伍せしめるぞ」と罵つて立去らんとしたので、會主は愕いて「今日の場合、先生が御出席なくては、一大事であります」とて種々に陳謝した上、徴收の五錢を各來聽人に返したので、板垣の立腹も漸く癒えて出演したとの事である。斯く傍聽料の徴收を卑しんだのであつたが、辯士が出演料を取らないにしても、會場の借入れ新聞への廣告料、辻ビラの費用等を要する事であるからとて、十五年の春頃よりは傍聽料を取

る事になつて、半年前に怒つた板垣退助も黙つて有料の演說會に出席するやうになつた、予が明治十五六年の頃、よく聽きに行つた井生村樓に於ける國友會の演說などはイツモ傍聽料十錢であつた、末廣重恭(鐵腸)の熱辯などは、今に忘れぬ程、感服して聽いたのである、當時の十錢は現今の一圓に相當する價格であるが、それを高價な傍聽料と思ふ事もなく、僞名して毎回聽きに行つた、但し此前後に政談演說會で無料のもあつたが、それは何か爲めにする所があつて、或る問題につき、演說家に攻撃を頼むとか、賛成を求めるとかの主旨で開く演說會に限られ、無料で多くの聽衆を入れて世間の物議を大きくせしめやうとする場合で、三菱會社や三井組の尻押し事件などは皆無料であつた、新聞社が金を貰つて問題を大きくしたり、少さくしたのと同様、民權演說家も後には民衆の味方でなく、金持長者の味方をするやうに成つて、時には無料の演說會を開いて居たのである。斯く正々堂々の政談演說會は有料であつたが、國會開設後、ボケ茄子男が議員候補者として打つて出る時、政府の選舉干渉で御用候補者が打て出る時、政見發表演說會といふのを開く事に成つたが、金を出してアンナ男の演說を聽きに行く程でもないとして誰も來ないので、不得已無料にしたのが例となつて、其後政見發表外の政談演說會までが無料に成つたのである。

謙遜と自慢

謙遜と自慢

以上の外に史實としては是非載録せねばならぬ事が多くあるかも知れませんが、職業的著述家としては、此

一書のためにソ一長時日を費やして材料の蒐集にかゝつて居られない事情があるので、是で締切りとして結論に移りますが、ヨシヤ大なる誤脱があるにしても、以上の歴叙を遂げる迄には、容易ならぬ手敷と苦心を重ねたものですから、近頃世間にありふれた愚書に比ぶれば感心だとお褒め下さる事にして、いくらかの缺點はお見ゆるしを願ひます



國民の期待せし二十三年來り

民論の痛棒と財政の困難に苦められつゝ、絶えず不安の念に驅られて居た政府も、明治十五年後はヤ、税制整理もつき、司法行政も略ぼ備はり、帝國憲法の草案も出来、國會開設後の準備として官僚の築城も竣成したので、十八九年頃幾分か言論の自由を許す傾向にも成つたが、在野の政治家中にはヤハリ極端の共和政府論を唱へる者もあり、内閣を倒して自己等が乗取らんとする野心家もあつて、政談演説は不相變行はれ、自由黨は解散せしも、其形骸は後に愛國公黨と稱して再起し、舊想家は保守黨を立て、民論に反對し、官僚撃退案の大同團結といふが起り、又條約改正内地雜居の悪夢に魅せられて騒ぐ者あり、國會開設の曉には議員に選ばれて議政壇上の人と成らねばならぬとする者もあり、一方學術の講演、宗教の軋轢、佛徒の恐慌は彌よ猛烈で、演説會は全国各地で盛んに行はれたのである

斯く演説會が一時の流行的でなく、恒久的必須の趨勢に達し、又國會開設後の準備としても、官民共に舌戦を主とせねばならぬので、政府は明治十二年演説を禁じた一般官吏に對して「凡ソ官吏タル者ハ自今其職務外ト雖モ公衆ニ對シ政事上又ハ學術上ノ意見ヲ演説シ又ハ之

國民の期待せし二十三年來り

國民の期待せ二十三年來れり

ヲ叙述スルコトヲ得」(明治二十二年一月二十四日)

二四四

といふ文化的解禁令を發するに至り、宮内省直轄の學習院に於て演說會を開催すると云ふが如き進歩的趨勢を現出する事態にも成つたのである、斯くて明治二十二年二月十一日には憲法の發布あり、二十三年十一月には國會の開設、即ち帝國議會が開けるに至り、大臣や政務官が民黨の論議に對して皮肉の反駁を加へ、或は不得要領の答辯で難關を巧みに切抜けたのは、要するに右の解禁に因る演說練習の功であらう、又民黨連が政府者を追窮して其顔色を失はしめたのは、多年の間屢々政談演說會の壇上に立ち、或は學術講演會の席に加はつた老熟の結果である、然り而して、此立憲制度……其効果の如何、其弊害の如何を問はず、又果して豫想の如き濟美の實を得たか否かに拘らず、兎も角、專制政府をして此立憲制度に改革せしめたのは、民權演說家の熱辯と犠牲の力であつたと見ねばならぬ、一方、思想の進歩、工藝の發達は、學術演說家の眞摯なる指導に基くものとせねばならぬのである、ア、演說家の恩惠、吾人の感謝して忘るべからざる所であらう、

明治演說史 丁

自跋

本書を通讀せし人々は本書を明治の專制政府罵倒論と見るであらう、曰く見て宜しい、本書は實に其罵倒論の一部分に相違ない、罪惡罵倒は著者の天職とする所である、政府を罵倒すること何の不可かあると云ひたい、凡そ政府は元來罵倒さるべきものに出來て居るのである、民約篇は誤解説なりとするも誤解説に非ずとするも、政府たる者は民衆に怨まれ嫉まれ妬まれ憎まれて罵倒されるのが當然である、昔は泰平の世といふ語もあつたが、古今内外そんな瑞代は無かつた筈である、泰平の世など云つたのは、支配階級者に阿諛する者の語でなくば、無智盲従の徒輩が自己を解しないでの嚙語に過ぎない、されば政府を謳歌する民は亡國の民であると云ひ得る、苟も興國の民たる者は、常に政府を敵視し政府を

自跋

二四五

彈劾し、政府に警告し政府に肉迫して、政治の改善、政治の進歩を企圖せねばならぬ事に成つて居る、こゝに於て政府の罪惡を罵倒すべき必要を感じたる民、即ち自覺せる興國の民たる明治初期の自由民權家が蹶起して、専制政府を敵視し、専制政府に肉迫して得たのが乃ち立憲制度ではないか、故に本書は自由民權家が辯舌を以て政府を罵倒せし歴史に、第三者たる著者が政府の壓迫、横暴、無理解の罪惡を批判的に罵倒して叙述したものであると見ねばならぬ奇書である

然れども、其批判に錯誤があり、過重があり、偏狹に失した點があるかも知れないが、著者は其錯誤も過重も偏狹も亦必要であると信じて居るのである、何故となれば、歴史は元來事實そのまゝを叙述して何等の評論を加へないで、理否善悪巧拙虚實の批評は讀書子に委するのが當然である、史實に著者の批判的評論を加へると、讀書子が其評論に囚はれて

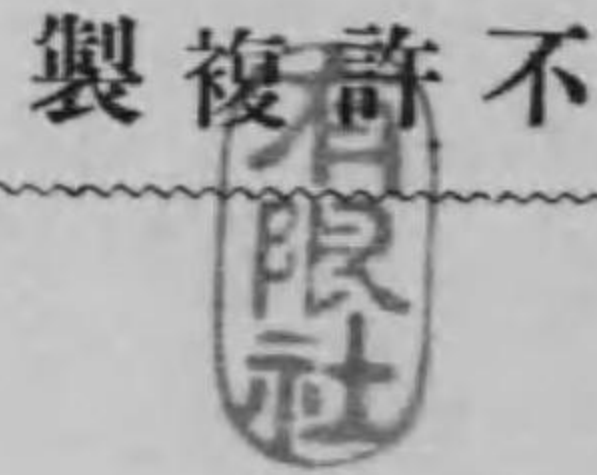
正確の批判を下だす妨げに成る事がある、然れども盲目千人の世の中、史實そのまゝの記述では、批判を下だす能力の無い讀書子の不便があるので、悪い者は悪いと貶し、善い者は善いと褒めねばならぬのであるが従來の史實たる記録には、其範圍を脱して、自分勝手、自家の名利の爲めに事實を枉げ事實を誣いたものも多い、假令は薩藩の記録を見ると、明治維新の大業は薩藩の獨力によつて成就したるが如くに書いてあり、又長藩の記録を見ると、長藩の獨力で成就したるが如くに書いてある、是等一藩の記録を見て、明治維新の由來を瞭し得たりとするの誤は云ふまでもないので、數藩の記録は勿論、公卿日記、幕府日記等を広く通讀して對比校合の上、初めて真相を解し得るのである、そこで明治の専制政府が、自由民權論者を壓迫した理由につき、官僚の記録を見ると、「少年客氣ノ輩、徒ラニ政治ヲ誹議シ官吏ヲ譏謗スルヲ以テ政談トシ、

政府ヲ顛覆シ政體ヲ變改セントスルヲ民權論トスル者アリ、故ニ官已ムヲ得ズシテ集會條例ヲ設ケラレタルナリ」とある、これも其一面ではあらうが、其全體を説くものには無い、これでは苛法酷律も國家のためであり、無辜刑罰も國家のためと見るの外はないが、ソレは民衆が許さない、そこで、錯誤あり、過重あり、偏狹ありの本書にしる、民衆側の代表論者として、専制政府を罵倒したものであるから、これと官僚側の記録とを對比較合して嚴正の批評を下だしたならば、そこで初めて明治文化史の真相を諒解し得るであらうと信ずる、要するに從來世間に多い明治政府謳歌史的の雜著と、此明治政府罵倒論的の本書とを併せて讀む人々が多くあれば、著者は著者の天職を盡し得たものとして、懷中をさすりつゝ悦ぶのである

大正十五年三月三日發行
大正十五年三月三日印刷

明治表裏叢書(一) 明治演說史

定價金貳圓



著作兼發行者 東京市下谷區上野櫻木町十七番地 (宮武) 外骨

發行所 東京市下谷區上野櫻木町十七番地

發行所 有限社

東京市神田區表猿樂町二番地

印刷者 田中常太郎

發賣元

東京市本郷四丁目

文武堂

電話小石川三三三六番

明治表裏叢書續刊報告

新舊轉換の混沌期たる明治初年の文化研究、即ち自己を顧るといふ事が、近年盛んに流行し來つたので、其教唆者の一人たる著者は、こゝに又其流行に乗じて多年蘊蓄せる所と、更に近年古い新聞雜誌千餘種(數千冊數萬枚)を買收し、それを日夜披閱しつゝ、材料の蒐集中で左記三十種の單行本と雜誌を遂次刊行する事にしたのである、表裏と稱するも裏面に偏した題號の多いに呆れる人もあらうが、史實としてはウハベと共に裏面觀察をも加へないと、眞の完全な文化研究は出來ない、シカも、此裏面史は著者ならでは遂行し得ないものであると自認して居る、世の虚偽者、世の左顧右眊者たる著述家には不可能の難事であらう、そこで著者が若返りの努力で、向ふ三ヶ年間にこれだけの大事業を完了せしめる豫定である、呆れる者は去れ、悦ぶ者は來れと申上げて置く

凡そ四十日間に一冊宛の發行で、著者が多くの時日を要するものを連續發行する事は困難であるから、比較的容易なもの、既に材料蒐集済のものより着手する、それで左記の配列順序でなく、大正十五年四月一日には明治演說史(定價二圓)同五月十日には明治密偵史(定價二圓)六月二十日には近世物議論集といふやうに、難易入り交ぜに發行するのである

郵便ハガキにて購讀を申込まれば豫約加盟員とし、發行の都度通知して御送金を乞ふ事とし、豫約金は要しない、定價は一冊一圓五十錢以上二圓五十錢以下の豫定であるが、豫約加盟員が増加すれば定價を成丈け引下げる事にする

○明治密偵史

全一冊

本書は上篇正篇下篇の三章に分ち、上篇には編著の主旨、密偵の定義、種類、史實、密偵の必要、弊害等を説き、正篇は本書編著の眼目とする所で、政府の犬たる密偵の事實數十を擧げるのである、徒勞に屬せし犬、良民を苦めし犬、惡辣の犬、腰拔の犬、犯人に殺されたる犬、暴民を殺したる犬、或は政黨員に化け込みたる犬、新聞社員に成り済したる犬、女密偵の種類等を詳記し、下篇には正篇外の密偵奇談數十を集めたものである

○明治蓄妾史

全一冊

廣澤參議の愛妾カネより内閣總理大臣桂太郎のお鯉に至るまで時の大官連政商連の蓄妾に加ふるに、二等親、權妻と呼ばれ、官吏にして妾を蓄へざる者は耻辱とされた時代の事實

○明治筆禍史

全二冊

新聞雜誌記者並に著述家が、其言論或は叙事のために、法令違反として禁獄罰金の刑に處せられた數百の事實、新聞雜誌禁止停止年表、禁止圖書年表等を添ふる民權黨の犠牲史

○明治舌禍史

全一冊

演説家が自由民權論、政府攻撃論等のために禁獄罰金等に處せられた數百の事實を集め、尙演説外の談論放歌等にて官吏侮辱罪に擬せられ禁錮罰金の刑に處せられし事實を集む

○明治脅喝史

全一冊

東京日々新聞の福地源一郎が政府をユスリし事實に筆を起し、次に眞砂新聞、荒熊新聞等脅喝専門の新聞より、他諸新聞社員、二六新報、萬朝報社主等の脅喝事實を集む

○明治破産史

全一冊

維新當初の大名貸で倒れた豪商を始め、政商の破産を歴叙す、山城屋和助の自殺、三谷三九郎、島田組、小野組、彈家等の破産は裏面に愕くべき種々の魂膽があつて面白い

○明治政商史

全一冊

破産史の姉妹篇と云ふべきもの、三井組が大官連と結托して小野組を倒せし事より、三菱が大富豪に成りし由來、石コロの鐘詰で男爵に叙せられた大倉組の成功談等

○明治外軟史

全一冊

民權黨壓迫、民衆運動壓迫等には猛烈であつた内硬の政府が、外國外人に對してはイツモ軟弱であつた大小の事實を集める、一部分は明治政府外交失敗史である

○明治流行史

全一冊

舊著「奇態流行史」には、明治時代の奇態な流行事物をも入れたが、それに漏れたる事を加へ、尙奇態ならざる流行事物を漏れなく集めて數十の繪畫を加へるものである

○明治暴富史

全一冊

月給マルダメにしても大した資産家に成れない筈の大臣參議知事其他の顯官等が、數十萬圓數百萬圓の大富豪に成つた裏面の事實を集めて政治家の眞相を示すものである

○明治暗闘史

全一冊

藩閥と藩閥、財閥と財閥とが互に鎬を削つた裏面のイキサツ、是亦明治史中の面白い事實として後世に傳へねばならぬこと、共同運輸會社設立問題などは表面に現はれた一事

○明治賄賂史

全一冊

明治の官吏裏面罪惡史の一、刑を受けた事件は其判決文をも掲げ、揉み消された事件は其理由を記し、陰に行はれた事、國民に騒がれて中止した事までも漏れなく集む

○明治暗殺史

全一冊

これは既に類書もあるが、當時の記録、新聞記事、繪畫をそのまゝ集める
附録には市井の謀殺で有名な臼井六郎復讐談、花井お梅箱屋殺し等を入れる

○明治珍劇史

全一冊

演劇に登された明治時代の新事件、例のウソを半分以上交ぜし脚本で演じた舞臺面と、其事實とを對比的に記述するもので、藝術と史實との相違點を示すのが目的である

○明治邪教史

全一冊

これは最近の案出で、材料の蒐集に着手して居るもの、山師的の行者が愚民を欺いた事、近世の蓮門教、天理教、大本教の事までも記述する

○明治珍奇裁判史

一冊

明治初年より二十年頃迄の珍奇な裁判言渡書を歴叙するもの、犯罪事實の奇、刑罰の奇、判決文形式の奇を示す等、例の興味本位のみでなく、刑罰史として有益なもの

○明治陰謀露顯史

一冊

顯官暗殺の企圖中に捕へられたる者、政府顛覆の準備中に捕へられたる事件は無論、外國侵略の陰謀中に捕へられて刑罰に處せられた事件をも集めたもの

○明治文學側面史

一冊

我輩は總ての思想的著作を文學物と見るのである、其明治の初期二十年頃迄に於ける諸家の著作物につき、其種アカシ、翻案、剽窃、アラ探しを主とするのである

○明治財政困難史

一冊

維新の新政府と云つても十兩の金すら無かつた時があり、紙幣濫發でヤリクリを附けた時もあり、明治政府の財政方面、即ち國家の臺所がガタビシであつた事實

○明治農民暴動史

一冊

これは既成の略記書もあるが、本書は明治初年以來の新聞雜誌に出た種々の百姓騒動に關する記事を主として歴叙し、それに當時の繪を加へた前例の無い暴民史である

○明治士族零落史

一冊

「士族の商法」といふ語は失敗といふ意の代名詞にもされて居た如く、武士の末路は悲惨であつた、娘を賣つて喰ひ、車夫に成つて喰ひ士族の株を新平民に賣つて喰つた者もある

○明治貨幣贋造史

一冊

各藩札、太政官札、民部省札の偽造變造談より、明治政府の紙幣、金銀銅貨を偽造變造した者が、明治二十年頃までに數百あつた、主とする所は藤田組の真相斷案一件である

○明治舊守家列傳

一冊

民權論に反對した舊思想家、新時代の制度、文物、風俗等に反抗した頑固屋等の傳記である、丸山作樂、佐田介石、淺田宗伯、芳野世經等は其雄たるものであつた

○明治變節家列傳 一冊

民権家であつて官吏に成つたり、御用記者に成つた人々の傳記、福地源一郎、古澤滋、徳富猪一郎、十數名が身を賣り心を賣つたので社會から罵られた事實を叙するのである

○近世物議論集 全一冊

學者が公表した所論のために騒がれた事、福澤諭吉の楠公權助論より谷本梨庵の乃木大將街死論までを集め、外に新聞雜誌社が團體に訴訟を起された事件をも載せる、加藤弘之の團體新論、重野安釋の兒島高徳論、井上哲二郎の宗教と教育との衝突、久米邦武の神道は祭天の古俗、尾崎行雄の共和政府論、など著名な論は勿論、代言人組合に訴へられた東京日々新聞の健訟の弊、藥屋共に訴へられた時事新報の賣藥無効論、外十數篇を集める

○福澤全集 全一冊

明治の大偉人を毀傷せんとする目的では無い福澤全集には諭吉先生のヨイ所のみを表はされて居るが、此先生にも短所缺點ありで、其生存中に攻撃された事實が多い、勝安房に三十萬圓の金を借りに行つてハネラレたとか、府會議長に成れなかつたので出席しなかつたとか、又は所論を反駁された事實を集めて、多少の短所缺點があつても、大偉人に成り、大事業を成就し得るものであるとの實を示す以上の外に「西洋心醉雜話」あり

○明治新聞雜誌年表 續刊

明治元年より二十二年三月までの間に發行した新聞雜誌二千九百餘種の創刊年月、定價、回数、持主編輯人の氏名、發行所名、繼續年限等、尙裏面に關係の必要事項及び奇談等

淺學博士 職業的著述家 賣、名家 廢姓外骨編輯

○早廢刊雜誌

毎月一回發行 第一號四月一日發行

一冊定價金三十錢 六冊前金送料共壹圓六十錢

本誌は「明治表裏叢書」續刊の廣告用兼報道機關として發行するもの、叢書編著のため、全力を此誌に注ぐことは不可能なので、毎月新たに執筆するものは「チャキマン隨筆」の一篇のみで、他は多くの勞力を要しないもので埋める、一冊全體を六十四頁とし、其中の十六頁は、編者得意の隨筆、感想記、事實記等、其チャキマンと題するは、茶風滿々の義で、フザケタ筆録で可笑味のある事等、編者獨特の簡潔、犀利、皮肉、滑稽の妙を盡したものと自賛して置く
次の十六頁は明治文化研究の資料たるべき古い文書、記録、檄文、奇談等を原文のままに抜載し、次の十六頁は前記「明治新聞雜誌年表」を漸次に八頁づつ、掲出して標註を付け、裏面の八頁は其年の新聞雜誌に關する雜事を填充す(以上各終了の時は合本になるやう追丁とす)
あとの十六頁は、愛讀者よりの通信、評判記、出版物宣傳、發行豫報、其外の雜件
廢刊雜誌と稱しても三號位では廢刊しない、右の新聞雜誌年表が完了する迄は續刊雜誌である

發行所 東京市下谷區上野櫻木町十七番地 有 限 社(振替東京二八三九八番)
發賣元 東京市本郷區本郷四丁目第四番地 文 武 堂(振替東京九五二七番)

コ-1489
箱

世間にはスグ潰れる社でも永久無限に繼續するらしく法螺を吹く者が多いのに有限社とは揮つて居るとか、又一二號で廢刊する雜誌でも立派なことを並べのが常であるに早晩廢刊雜誌とは外骨の面目躍如であるとの評判を受けてゐる、有り難いお株です

~~555~~ 312.1
~~8~~ M185

終

